不当労働行為事件の推移

1 申立件数

労働組合法が、大幅改正により現行制度となった昭和24年6月10日以降、平成27年末まで に申し立てられた事件の合計は889件で、各年代別の内訳は、次のとおりである。

【内訳】

I	年 代		昭24~30年	31~40年	41~50年	51~60年	61~平7年	平8~17年	平18~27年	合 計
	件	数	125	117	154	205	96	91	101	889
ſ	年平均件数		17. 9	11. 7	15. 4	20. 5	9.6	9. 1	10. 1	13. 3

申立件数は昭和50年代がピークで、昭和60年代以後は半数程度に減少している。

2 労働組合法第7条該当号別(申立理由別)申立件数

平成27年末までに申し立てられた事件の申立理由別内訳及び割合は次のとおりである。

【内訳及び割合】

	区 分					申	立 理	由	別内	訳			
年 代		申立件数	1号	2号	3号	1•2号	1・3号	1・4号	2•3号	3•4号	1·2·3 号	1·3·4 号	1·2· 3·4号
昭和 24	件数	125	76	9	33	0	5	0	2	0	0	0	0
~30年	比率	(100%)	60.8	7. 2	26. 4	0	4.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
昭和 31	件数	117	40	6	12	6	37	0	2	1	13	0	0
~40年	比率	(100%)	34. 2	5. 1	10.3	5. 1	31. 6	0.0	1. 7	0.9	11. 1	0.0	0.0
昭和 41	件数	154	21	19	30	1	61	2	6	0	12	2	0
~50年	比率	(100%)	13.6	12. 3	19. 5	0. 7	39. 6	1.3	3. 9	0.0	7.8	1. 3	0.0
昭和 51	件数	205	17	56	20	9	70	0	9	0	22	2	0
~60年	比率	(100%)	8. 3	27. 3	9.8	4. 4	34. 1	0.0	4. 4	0.0	10. 7	1. 0	0.0
昭和61	件数	96	19	18	7	2	34	1	10	0	4	1	0
~平成7年	比率	(100%)	19.8	18.8	7.3	2. 1	35. 4	1.0	10. 4	0.0	4. 2	1. 0	0.0
平成8	件数	91	12	25	4	9	20	0	4	0	15	2	0
~17年	比率	(100%)	13. 2	27. 4	4.4	9. 9	22.0	0.0	4. 4	0.0	16. 5	2. 2	0.0
平成 18	件数	101	3	44	4	7	18	0	10	0	14	0	1
~27年	比率	(100%)	3. 0	43.6	3. 9	6. 9	17.8	0.0	9. 9	0.0	13. 9	0.0	1.0
A ⇒1	件数	889	188	177	110	34	245	3	43	1	80	7	1
合 計	比率	(100%)	21. 2	19. 9	12. 4	3.8	27.6	0.3	4.8	0. 1	9.0	0.8	0.1

※ 労働組合法第7条 1号 不利益取扱い等

2号 団体交渉拒否

3号 支配介入等

4号 報復的不利益取扱い

単独事件(申立理由が単独)については、1号事件(不利益取扱い等)及び3号事件(支配介入等)が減少し、2号事件(団体交渉拒否)が増加傾向にある。

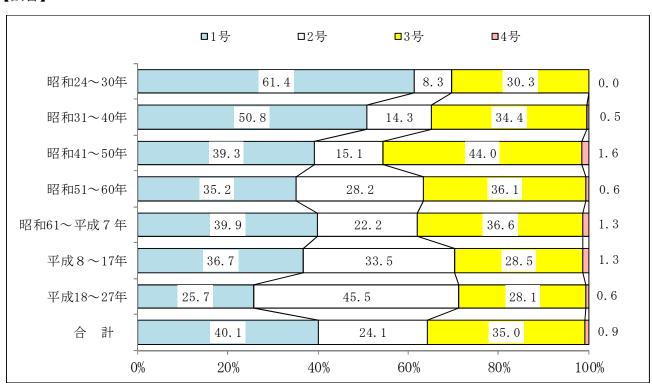
複合事件(申立理由が複数)については、昭和30年代以後、1・3号事件が増加していたが、 昭和60年代以後は減少し、2号を含む事件が増加傾向にある。

申立内容を該当号別に分解・整理し、集計すると次のようになる。

【内訳】

区分		申 立	内 訳		∧ ∌l.
年 代	1号	2号	3号	4号	合 計
昭和24~30年	81	11	40	0	132
昭和31~40年	96	27	65	1	189
昭和41~50年	99	38	111	4	252
昭和51~60年	120	96	123	2	341
昭和61~平成7年	61	34	56	2	153
平成8~17年	58	53	45	2	158
平成 18~27 年	43	76	47	1	167
合 計	558	335	487	12	1, 392

【割合】



昭和50年代以降、1号事件及び3号事件の割合は低下しており、逆に、2号事件の割合は上昇している。平成18年以降は、2号事件が半数近くを占めている。

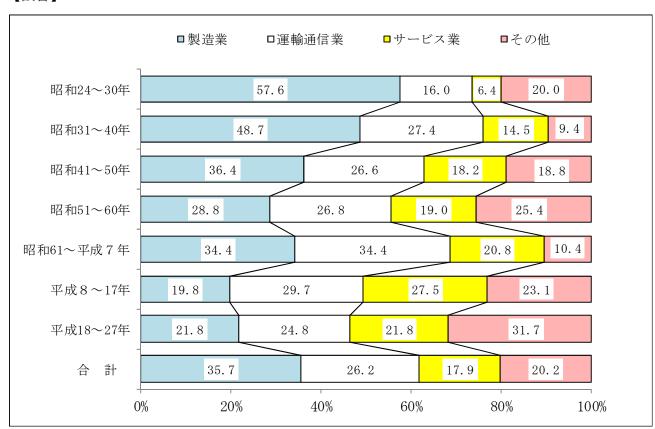
3 業種別申立件数

平成27年末までに申し立てられた事件に係る被申立人の業種別内訳及び割合は次のとおりである。

【内訳】

業種	製造業	運輸通信業	サービス業	その他	合 計
昭和24~30年	72	20	8	25	125
昭和31~40年	57	32	17	11	117
昭和41~50年	56	41	28	29	154
昭和51~60年	59	55	39	52	205
昭和61~平成7年	33	33	20	10	96
平成8~17年	18	27	25	21	91
平成 18~27 年	22	25	22	32	101
合 計	317	233	159	180	889

【割合】



「製造業」の割合は低下してきており、逆に、「サービス業」の割合が上昇してきている。平成 18 年以降は、「運輸通信業」、「製造業」、「サービス業」の占める割合は、いずれも全体の約 20% となっている。

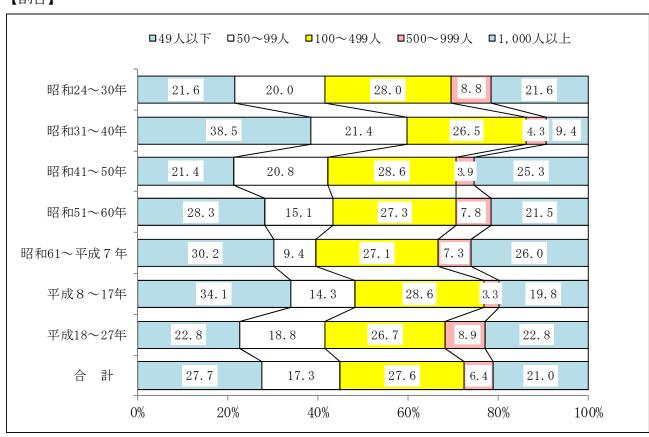
4 規模別申立件数

平成27年末までに申し立てられた事件に係る被申立人の従業員規模別内訳及び割合は次のとおりである。

【内訳】

規模年代	49 人以下	50~99 人	100~499 人	500~999人	1,000 人以上	合 計
昭和24~30年	27	25	35	11	27	125
昭和31~40年	45	25	31	5	11	117
昭和41~50年	33	32	44	6	39	154
昭和51~60年	58	31	56	16	44	205
昭和61~平成7年	29	9	26	7	25	96
平成8~17年	31	13	26	3	18	91
平成 18~27 年	23	19	27	9	23	101
合 計	246	154	245	57	187	889

【割合】



昭和40年代から平成17年にかけて、「49人以下」の割合は上昇傾向にあったが、平成18年 以降は低下している。

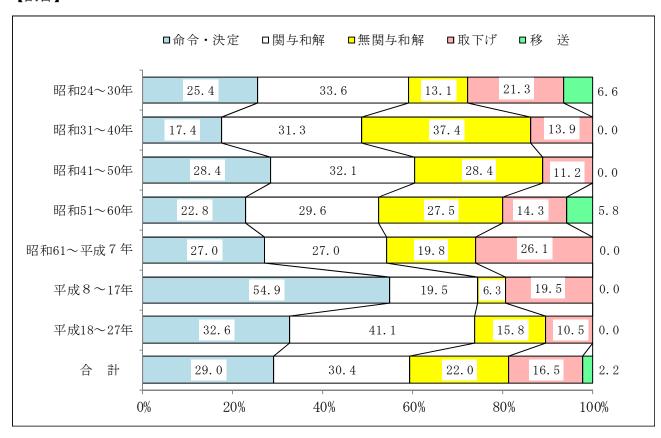
5 終結区分別件数

平成27年末までに終結した事件の合計は879件で、その内訳及び割合は次のとおりである。

【内訳】

Ki shy ()						
終結区分	命令・決定	関与和解	無関与和解	取下げ	移送	合 計
昭和24~30年	31	41	16	26	8	122
昭和31~40年	20	36	43	16	0	115
昭和41~50年	38	43	38	15	0	134
昭和51~60年	43	56	52	27	11	189
昭和61~平成7年	30	30	22	29	0	111
平成8~17年	62	22	7	22	0	113
平成 18~27 年	31	39	15	10	0	95
合 計	255	267	193	145	19	879

【割合】



平成8年から17年の期間のみ、「命令・決定」の割合が、「和解」(関与和解及び無関与和解)の割合を上回っているが、それ以外の年代では「和解」の割合の方が高く、全体の約45%から約70%を占めている。平成18年以降は、「関与和解」の割合が約40%に上昇している。

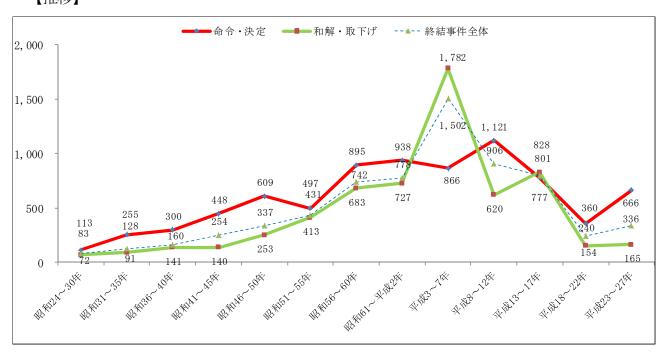
6 平均処理日数

平成27年末までに終結した事件の平均処理日数及び推移は次のとおりである。

【平均処理日数】

終結区分	命令・決定	和解・取下げ	終結事件全体		
昭和24~30年	113	72	83		
昭和31~35年	255	91	128		
昭和 36~40 年	300	141	160		
昭和41~45年	448	140	254		
昭和46~50年	609	253	337		
昭和51~55年	497	413	431		
昭和 56~60 年	895	683	742		
昭和61~平成2年	938	727	778		
平成3~7年	866	1, 782	1, 502		
平成8~12年	1, 121	620	906		
平成 13~17 年	777	828	801		
平成 18~22 年	360	154	240		
平成 23~27 年	666	165	336		

【推移】



「命令・決定」に係る平均処理日数のピークは平成8~12年、また、「和解・取下げ」及び「終結事件全体」に係る平均処理日数のピークは平成3~7年で、その後は、いずれも減少傾向にある。

7 不服の状況

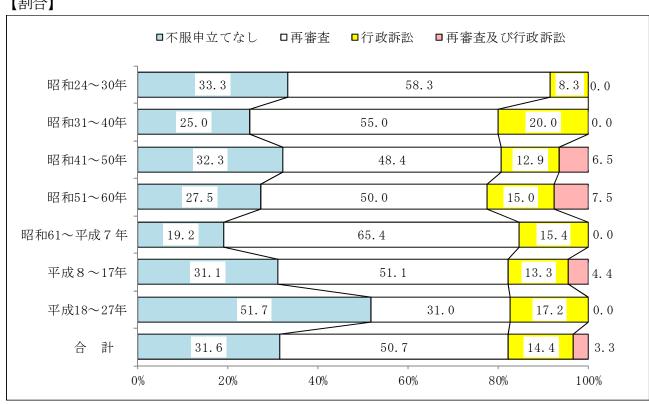
平成27年末までに提起された不服(再審査・行政訴訟)の合計は147件で、その内訳及び割 合は次のとおりである。

【内訳】

不服状況	不服申立てなし	再審査	行政訴訟	再審查及び行政訴訟	合 計
昭和24~30年	8	14	2	0	24
昭和31~40年	5	11	4	0	20
昭和41~50年	10	15	4	2	31
昭和51~60年	11	20	6	3	40
昭和61~平成7年	5	17	4	0	26
平成8~17年	14	23	6	2	45
平成 18~27 年	15	9	5	0	29
合 計	68	109	31	7	215

[※] 一つの命令・決定書に対する不服の状況について、「再審査」欄は、再審査申立てのみがなされた 件数、「行政訴訟」欄は、取消訴訟のみが提起された件数、「再審査及び行政訴訟」欄は、再審査申立 てと取消訴訟提起の両方がなされた件数を記載している。

【割合】



不服率は、約65%から約80%の間で推移していたが、平成18年以降は、約50%に低下して いる。

8 再審査の状況

平成27年末までに当労働委員会の「命令・決定」を不服として中央労働委員会に再審査が申し立てられた件数の合計は133件で、そのうち132件が終結した。その内訳は次のとおりである。

【内訳】

V 2H/ V														
		申立状況	1					終結	状 況]]
区分	労働	使用 者側	合計	取下げ・和解					命令・決定					係属中
年代	者側			取下げ	無関与 和解	関与 和解	勧告 和解	計	初審 支持	一部 変更	全部 変更	計	合 計	
昭和24~50年	15	30	45	5	13	15	_	33	9	1	0	10	43	2
DTERES CO.E.	8	24	32	3	6	11	-	20	8	0	0	8	28	4
昭和51~60年						2		2					2	
昭和61~	5	14	19	7	0	1	_	8	2	3	0	5	13	6
平成7年				1		2		3	1			1	4	
亚라0 . 17 年	13	14	27	3	0	1	_	4	8	6	1	15	19	8
平成8~17年						2		2	3	1		4	6	
亚出10- 97年	6	4	10	1	1	1	3	6	2	1	0	3	9	1
平成18~27年					1			1	5	2		7	8	
A =1	47	86	133	19	20	29	3	71	29	11	1	41	112	_
合 計				1	1	6		8	9	3		12	20	

- ※ 各年代の下段の件数は、前年代末に係属中であった事件のうち、終結したものを示す。
- ※ 本表記載の件数は、再審査申立ての実件数であり、一つの命令に対して労働者側、使用者側双方が再審査申立てを行った場合は2件とカウントしているため、「7 不服の状況」の表記載の件数とは一致しない。

再審査事件の終結状況は、「取下げ・和解」が79件、「命令・決定」が53件である。 「命令・決定」53件の内訳をみると、当労働委員会支持が38件、一部変更を受けたものが14件、全部変更を受けたものが1件となっており、当労働委員会命令の支持率は72%である。

9 行政訴訟の状況

平成27年末までに行政訴訟が提起された件数の合計は43件で、そのうち40件が終結した。 その内訳は次のとおりである。

【内訳】

1 3H (A											
EA	申	立状沥	Ī		終	· 結 状 涉	7				
区分 年代	兴制之间			HH.		判 決		^ ∌I.	係属中		
+10	労働者側	使用者側	合 計	取下げ	命令支持	命令取消	計	合 計			
昭和 24~50 年	4	8	12	7	2	1	3	10	2		
昭和51~60年	2	6	8	3	2	1	3	6	2		
15/1 51 - 600 1				2			0	2			
昭和61~平成7年	0	5	5	1	1	0	1	2	3		
					2		2	2			
平成8~17年	6	4	10	5	2	1	3	8	2		
+)及8 -17 中					3		3	3			
平成 18~27 年	7	1	8	0	2	3	5	5	3		
+)X 10 -21 +				1		1	1	2			
合 計	19	24	43	16	9	6	15	31	_		
				3	5	1	6	9			

[※] 各年代の下段の件数は、前年代末に係属中であった事件のうち、終結したものを示す。

行政訴訟事件の終結状況は、「取下げ」が19件、「判決」が21件である。「判決」21件の内 訳をみると、当労働委員会の命令支持が14件、命令取消が7件である。

[※] 本表記載の件数は、行政訴訟提起の実件数であり、一つの命令に対して労働者側、使用者側双方が行政 訴訟を提起した場合は2件とカウントしているため、「7 不服の状況」の表記載の件数とは一致しない。